

定 款

一般社団法人 詩吟朗詠錦城会

= 目 次 =

第 1 章 総 則	1
第 2 章 目的及び事業	1
第 3 章 会 員	1 ~ 2
第 4 章 総 会	3 ~ 4
第 5 章 役 員 等	4 ~ 6
第 6 章 理 事 会 等	6 ~ 8
第 7 章 資産及び会計	8 ~ 9
第 8 章 定款の変更並びに解散	9
第 9 章 事 務 局	9
第 10 章 個人情報の保護	9
第 11 章 公 告 の 方 法	10
第 12 章 補 則	10

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人詩吟朗詠錦城会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本の伝統芸術である吟詠、詩舞、琵琶に関し、広く国民を対象に、公演、講習会、研修会等の実施及び総合芸術の創作研究を図り、併せて国際的交流を行い、もって我が国の文化、芸術の向上、発展に寄与し、豊かで文化的な人間性の育成を期すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 吟詠、詩舞、琵琶に関する公演の実施
- (2) 吟詠、詩舞、琵琶に関する講習会、研修会の実施
- (3) 第1号に定める公演のための邦楽、洋楽を含む総合芸術の調査研究並びに自主制作の実施
- (4) 吟詠、詩舞、琵琶に関する図書の刊行、機関誌の発行
- (5) 吟詠、詩舞、琵琶に関する広報・宣伝の実施
- (6) 吟詠、詩舞、琵琶に関する合同事業への参画
- (7) 吟詠、詩舞、琵琶の普及並びに振興を目的とする団体等への支援
- (8) その他、各号に定める事業に関連する事業
- (9) 不動産賃貸業

2 1項の1号から8号までの事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人であって、理事会が定める吟詠、詩舞、琵琶の指導者の資格を取得し、指導をしている者
- (2) 準正会員 本会の目的に賛同して入会した個人であって、理事会が定める吟詠、詩舞、琵琶の指導者の資格を取得している者
- (3) 普通会員 本会の趣旨に賛同して入会した者
- (4) 賛助会員 本会の事業に協賛する個人又は団体
- (5) 特別会員 吟詠、詩舞、琵琶振興に特に功労のあった者のうち、理事会の承認を得た者

- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。
- 3 会員は、第3条に定める目的を遵守し、第4条の事業に参加しなければならない。

(入会)

第6条 正会員、準正会員及び普通会員（以下「正会員等」という。）若しくは賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等の負担)

- 第7条 正会員等及び賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める会費等を支払う義務を負う。
- 2 特別会員は納入を要しない。
 - 3 必要に応じて理事会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出し、受理日から1週間経過の日をもって退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれか一つに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) 会員としての義務に違反したとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれか一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条及び前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納入の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 本会の総会は、定期総会として毎事業年度1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、構成員に対し必要事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の20日以前に発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項前段の場合、議長は正会員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総正会員の

議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、一般社団・財団法人法施行規則第4条第1号ロに基づき定める特定の時までに書面をもって表決することができる。
- 2 前項の場合における前条第1項及び第3項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が、署名又は記名押印する。

第5章 役 員 等

(役員)

- 第21条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理 事 20名以上25名以内
 - (2) 監 事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事から2名以内を副会長とする。
- 4 会長、副会長以外の理事から1名を専務理事とする。
- 5 会長、副会長、専務理事以外の理事のうち7名以内を常務理事とする。
- 6 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐する。
 - 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
 - 5 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務と権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。また、総会に報告することができる。
 - 4 監事は、前項の報告をするために必要があるときは、理事会を招集することができる。
 - 5 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利及び義務を有する。

(役員の解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において定める支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償)

第29条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、その責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(参与)

第30条 この法人に参与を置く。

- 2 参与は、55名以内とする。
- 3 参与をもって参与会を構成し、会長からの諮問について協議し答申する。
- 4 参与会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 参与は、無報酬とする。ただし、理事会の議決を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 6 参与の選任については別に定める。

(顧問)

第31条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言することができる。

第6章 理事会等

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

3 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 常務理事会は、理事会の依頼を受けた職務の執行を行う。

(招集)

第34条 理事会並びに常務理事会は、会長が招集する。

2 理事会及び常務理事会を招集する場合は、構成員に対し会議の目的である事項、日時及び開催場所を記載した書面をもって、少なくとも開会の7日以前に通知しなければならない。ただし、会長が、緊急に会議を開催する必要があると認めるとときは、この期間を5日以前に通知することができるものとする。

(開催)

第35条 理事会は、毎年2回以上開催する。ただし、理事は会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする理事会招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項前段の場合、議長は理事として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第37条 理事会並びに常務理事会の議長は会長とする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

2 常務理事会は、理事会に準ずる。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会

において定める理事会規則を定めることができる。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 移行登記日の前日の財産目録記載の財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

2 本会の資産は、会長が管理し、会長が保管する。

(基本財産)

第41条 別表の財産は、本会の基本財産とする。

2 前項の基本財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、予め理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第43条 本会の事業計画書及び收支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間

備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 本会が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において第18条第3項の決議を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様の手続きを経なければならない。

(剰余金の分配)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第50条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。

3 職員は会長が任免する。ただし、事務局長等重要な使用人の任免は、理事会の議決を経て行う。

4 事務局長は、理事をもって充てることができる。

5 事務局長及び職員は有給とする。

6 前各項に定めるものの他、事務局に関する事項は別に定める。

第10章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第51条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、官報により行う。

第12章 補 則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は山元國光とする。
- 3 一般社団・財団法人法及び整備法第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表第1（第41条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	20,000,000円